

# 小規模特認校制度について

高梁市教育委員会学校教育課

## 小規模特認校制度の目的

自然環境に恵まれた小規模校で心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動のもとで学ぶことを保護者及び児童生徒が希望する場合に、通学区域外からの就学を認めることを目的としています。

## 小規模特認校入学の基本的な考え方

小規模特認校制度は、保護者が上記の目的を十分理解し、小規模校のもつ特色ある環境の中で児童に教育を受けさせたいと希望する場合、一定の条件を承諾していただいた上で、通学区域によることなく、就学していただきます。

## 特認入学できる募集人数

特認入学の募集人数は、当該特認校の実態に応じて毎年決定し、学年ごとの募集人数を超えた場合は、公開抽選により当選された方が転入学できます。

## 小規模特認校への入学について

### 1 特認入学の条件

- (1) 保護者は小規模特認校の趣旨及び教育活動に賛同していただきます。また、地域やPTAの活動について十分理解し、積極的に活動していただきます。
- (2) 通学についての安全確保は、保護者の責任において行うものとします。なお、通学にかかる交通費等については、保護者が負担することに了承していただきます。
- (3) 特認入学後の在籍期間は、小学校を卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとします。

### 2 通学上の条件

自宅から学校までの通学方法は、公共交通機関や保護者の送迎等により、おおむね1時間以内で通学できることを原則とします。

## 申請から決定までの流れ

- 1 児童の入学または転入学を希望される保護者は、『小規模特認校就学申請書』を高梁市教育委員会学校教育課へ提出します。
- 2 保護者は、児童と同伴で当該小規模特認校の校長と面談をします。
- 3 面接後、当該小規模特認校の校長は、審査を行い、面談結果を教育委員会に提出します。
- 4 教育委員会は、当該小規模特認校の学校長から受ける審査結果をもとに、保護者へ特認校への入学または転入学の可否を通知します。
- 5 小規模特認校への入学または転入学を許可した後に、申し込みの事実と異なる、または趣旨に合わない事由が生じ、支障があると認められる時は、転入学を取り消すことがあります。